1　品種登録の番号　第26657号
2　品種登録の年月日　平成30年３月９日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Vitis L.
4　登録品種の名称　ポンタ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
大阪府羽曳野市尺度442
7　出願公表の年月日　平成26年７月14日

1　品種登録の番号　第26658号
2　品種登録の年月日　平成30年３月９日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zoysia Willd.
4　登録品種の名称　千葉（ちば）Ｇ79号（ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
千葉県
千葉県千葉市中央区市場町１番１号
7　出願公表の年月日　平成25年７月５日

1　品種登録の番号　第26659号
2　品種登録の年月日　平成30年３月９日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zoysia Willd.
4　登録品種の名称　善緑（ぜんみどり）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
一般社団法人日本草地畜産種子協会
東京都千代田区神田紺屋町８番地
7　出願公表の年月日　平成25年８月12日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十七号

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第十四号（中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針）の全部を次のように改正する。

平成三十年三月九日　　経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針

この指針は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）第３条の規定に基づき、「特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項（同条第２項第１号）」、「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標（同項第２号）」、「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法（同項第３号）」及び「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たって配慮すべき事項（同項第４号）」を定めるものである。

経済産業大臣は、本指針に照らし、特定研究開発等計画の認定を行うこととする。

一　特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項

我が国製造業は国内雇用や貿易立国を支えてきた基幹産業である。1980年代には、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と言われ、世界の中で抜群の競争力を発揮してきた。また、裾野が広く、経済全体への波及効果が大きい産業であることから、雇用と生産の両面において、我が国経済の基幹産業としての役割を果たしてきた。

一方、新興国企業の躍進や製品のコモディティ化により、激しい価格競争が引き起こされ、我が国製造業が得意としてきた「高品質・高信頼性」に基づく競争力は、環境の変化に直面している。こうした環境の変化や長らく続いた円高などにより、エレクトロニクス産業を中心に海外生産は伸びているものの国内生産は頭打ちとなり、我が国製造業が強みとしてきた現場力の中長期的な低下が懸念されている。こうした構造の揺らぎに対処すべく、我が国製造業は、自らの強み、国内外におけるものづくりのあるべき役割分担等を踏まえ、中長期に持続する競争力を再構築する必要がある。

製造業の産業構造を見ると、99％以上が中小企業・小規模事業者から構成されている。こうした企業の中には、研究開発型の企業、完成品生産型の企業、部品製造に特化した企業、特有の加工技術を保有する企業等、高度な技術を持つ企業も多い。我が国においては、そのような優れた技術を有する中小企業・小規模事業者が、大企業とともに多段階の階層を成して存在し、各階層間、階層内で業種を超えた活発な取引が行われている。中でも、法に基づき指定された特定ものづくり基盤技術を有する中小企業・小規模事業者（以下「川上中小企業者等」という。）は、多様化する消費者や社会において増大するニーズをとらえた付加価値の高い最終製品を企画・設計する企業等（以下「川下製造業者等」という。）と緊密に連携し、我が国のものづくりの根幹を支えている。今後、川上中小企業者等は、技術水準の維持・継承のみならず、その持てる機動力、柔軟性、ネットワークを駆使して、例えば多品種少量生産などの顧客ニーズへ迅速にきめ細かく対応する「対応力」や、需要側の要請を咀嚼し、技術や加工法を最大限に活用する「課題解決力」を強化していくことが求められる。

すなわち、川下製造業者等の高度な要求にひたむきに応えることで競争力の源泉を支えてきた川上中小企業者等から、川下製造業者等のニーズを抽象度が高い段階から的確に捉え、自らが有する技術に基づいて、ものづくりを大局的・主体的視点から提案できる川上中小企業者等への革新である。そのためには、川上中小企業者等自身が、自社の強みとなる技術を見つめ直し、川下製造業者等に対して、どのような「用途」を提供できる技術なのかを再認識する必要がある。

このような視点に立ち、平成25年度に本指針を改正し、特定ものづくり基盤技術を需要側からのニーズに対して提供する「用途」の視点から技術を再整理を行った。これに伴い、製造業で胎動しつつある新しい産業構築の一助とするとともに、我が国製造業の国際競争力の向上を図っていく。特に、医療・健康分野、環境・エネルギー分野、航空宇宙分野などの成長分野への中小企業・小規模事業者の参入を促し、様々な最終製品や部品の製造工程においてその技術が活用されることで、競争力の強化につながるものと考えられる。また、輸送機械、電気機械、一般機械、精密機械等の我が国の経済を支える広範な製造業においても、総合的な国際競争力を発揮するためには、特定ものづくり基盤技術の高度化を図ることが極めて重要である。

また、第４次産業革命ともいうべき、IoT（Internet of Things）、ＡＩ（Artificial Intelligence、人工知能）、ロボット等に関する急速な技術革新が進展しつつある。実社会のあらゆる事象がセンサ等を通じてデータ化され、ネットワークによって集められた大量のデータをリアルタイムに分析することで、より高度な気付きや判断が可能となる。例えば、大量生産・画一的サービスから、個々のニーズに合わせたカスタマイズ生産・サービス（ウェアラブル機器等を活用した個別化医療・健康サービス、即時オーダーメイド服等）、ＡＩによって認識・制御機能を向上させることによる人間の役割の代替（自動走行、ドローン施工管理・配送等）、製品やモノのサービス化、新たなサービスの創出（設備売り切りからデータを活用した稼働・保全・保険サービス等）、データ共有によるサプライチェーン全体での効率性の飛躍的向上（生産設備と物流・発送・決済システムの統合等）等、様々な分野でビジネスモデルを革新させる可能性を秘めている。こうした取組はグローバルに競争が激化しており、我が国の強みである製造業の優位性を失いかねないリスクがある一方、匠の技、現場力を有する中小企業・小規模事業者は、質のよいリアルデータを有している、あるいはリアルデータを取得できる環境にあるという点において、グローバルに見てもアドバンテージがあると考えられ、我が国製造業がいち早く対応していくことで、グローバル市場において新たな優位性を確立できる可能性がある。また、IoT、ＡＩ等の活用は、中小企業・小規模事業者が直面する人手不足や事業承継（技能承継）等の経営課題の改善の他、特性ものづくり基盤技術の高度化を図ることが期待されている。